新監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和5年5月31日

新潟市監査委員古 俣 誉 浩同伊 藤 秀 夫同飯 塚 孝 子同深 谷 成 信

監査結果等に基づく措置

令和4年度第2期財政援助団体等監査結果報告(令和5年3月30日新監査公表第17号)分

頁	担当部 署	指摘事項等	措置内容等
6 • 7	公団會一館文ポ部政益法津記(化一文策財人八念)スツ化課	(3)意見(一部抜粋) 記念館の年間観覧者数は概ね7,000人台で横ばいに推移してきた。しかし、観覧者の高齢化が進行し、若年層の来館が増加できなければ、観覧者数は、等者を明加できなければ、観覧者数は、全国の来館が増加できなければ、観覧者数は、一方、書家や歌人として幅広い分野で多の業績を残したことを考えれば、全国とから、若年層への関心を広げることが期待ののことから、若年層の強化が課題に対して、財団は危機感る。した。 このような課題に対して、財団は危機感る。しかし、自主財源に乏しく、付の課題を持ちし、自主財源に乏しく、所管課である。このような課題に対して、財団だけ、所管課である。とから、財団だけ、所の強力を表していることい。そののため、所管課である。とは難には、本市の文化とは、本市の文化、意義体的に対して主とが求められる。財団及び主人の変化にに連携に対して主がなられる。財団及び主人の関係機関・関係団体と積極的に将来に対したの関係機関・関係団体とは大の変化にに携わたって本市の関係機関・関係団体とであるを書入している郷土新潟の文化を望むものである。	令和5年4月1日より博物館法が改正され、博物館は地方公共団体等と相互に連携を図りながら協力し、博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとされた。そのことから、当課としても名誉市民である會津八一の業績を顕彰する會津八一記念館の普及啓発により注力していかなければならないと考えている。會津八一記念館における喫緊の課題として、新たな入館者特に若年層へのアプローチが挙げられる。現在、中学・高校におい幅広会を実施しているが、今後もより幅を表しても行政の連携を活用し支援を行っていく。また、令和7年度には會津八一記念館の会館50周年、翌年には會津八一について理解を深めていただく絶好の機会である。周年事業をはじめとして、財団との連携や行政の資源を活用した支援をより一層高めていく。